

# 「中小企業等経営強化法」説明会のご案内

～新たに取得する機械装置の固定資産税を軽減する支援策などをご紹介します～

平成28年6月  
経済産業省北海道経済産業局

経済産業省北海道経済産業局では、旭川を含む道内7地域で「中小企業等経営強化法」説明会を開催します。

本説明会では、本年の通常国会で成立した「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業・小規模事業者が新たに取得する機械装置の固定資産税を軽減する支援措置等についてご説明します。

皆様のご参加をお待ちしております。

## 中小企業等経営強化法の概要等

本案内紙の裏面をご覧ください。

## 旭川会場の開催日程等

※札幌、旭川、帯広、北見、釧路、函館でも開催します。

日時 平成28年7月5日(火)14:00～16:00

会場 上川合同庁舎3階講堂(旭川市永山6条19丁目)

定員 80名(参加無料)

申込 以下申込先に必要事項を記入の上、E-mail又はFaxにてお申し込みください。

(申込締切:7月1日(金)まで)

【申込先】 経済産業省北海道経済産業局 中小企業課

(E-mail [hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp) / Fax 011-709-4138 / Tel 011-709-3140)

【申込の際の記載事項】

・貴社名、貴団体名 ・ご連絡先(Tel、Fax) ・ご出席者(所属・役職・氏名)

Faxの際は以下記入欄をご利用ください。

貴社名・貴団体名		
ご連絡先	Tel:	
	Fax:	
ご出席者	氏名:	所属・役職:
	氏名:	所属・役職:
	氏名:	所属・役職:

※ご提供いただいた情報は、本説明会開催の目的以外には一切使用いたしません。

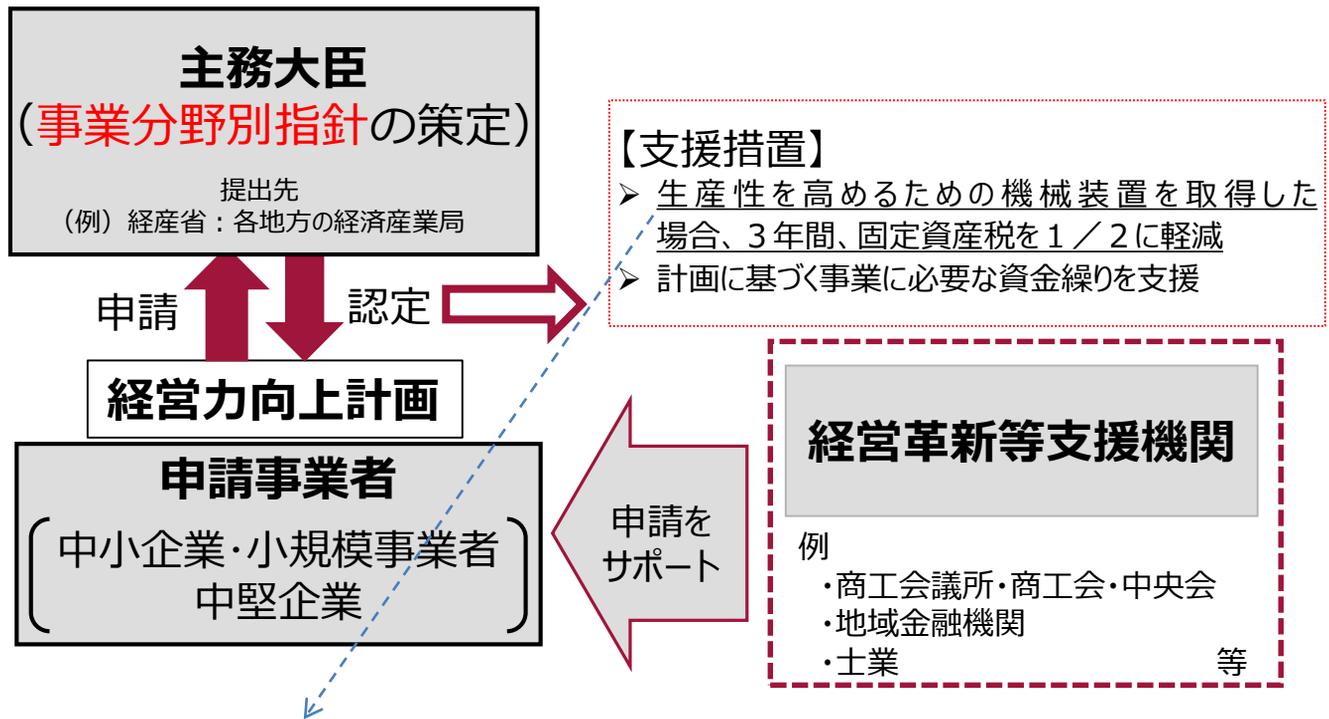
# 中小企業等経営強化法のスキーム(概要)

## (1) 事業分野別指針の策定

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

## (2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。



## 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例について

### 【支援対象】

- 中小企業者(※)が**経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)**

※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

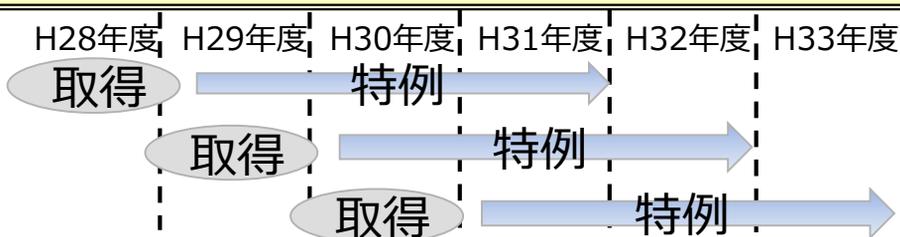
- **生産性を高める機械装置**が対象

※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)のうち、①、②を満たした機械装置が対象です。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。

※【注意!】中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象

### 【特例】

- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。